

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月18日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第36号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>（分掌事務）</p> <p>第9条 前節に規定する課、室及びセンター（課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>知事政策局～農地部（略）</p> <p>土木部</p> <p>監理課・技術管理課（略）</p> <p>用地・土地利用課</p> <p>（1）～（10）（略）</p> <p>道路管理課～砂防課（略）</p> <p>都市政策課</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（7）開発行為、<u>宅地造成及び特定盛土等の規制に関する事項</u></p> <p>（8）～（10）（略）</p> <p>都市整備課～営繕課（略）</p> <p>交通政策局・出納局（略）</p> <p>2（略）</p> | <p>（分掌事務）</p> <p>第9条 前節に規定する課、室及びセンター（課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>知事政策局～農地部（略）</p> <p>土木部</p> <p>監理課・技術管理課（略）</p> <p>用地・土地利用課</p> <p>（1）～（10）（略）</p> <p><u>（11）盛土等の規制に関する事項</u></p> <p>道路管理課～砂防課（略）</p> <p>都市政策課</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（7）開発行為、<u>宅地造成等の規制に関する事項</u></p> <p>（8）～（10）（略）</p> <p>都市整備課～営繕課（略）</p> <p>交通政策局・出納局（略）</p> <p>2（略）</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。